

新型コロナウイルスに関する豪州政府の追加措置  
(豪首相府メディア・ステートメント) (3月24日夜)

3月24日夜、モリソン首相は記者会見を行い、新型コロナウイルス対策に関する追加措置を発表しました。同追加措置に関する首相府メディア・ステートメントの概要は以下のとおりです。なお、本概要は当館が便宜的に作成したものであり、番号・見出しも便宜的に付したものですので、正確な内容は原文 (<https://www.pm.gov.au/media/update-coronavirus-measures-24-March-2020>) をご参照下さい。

## 1 全般

(1) 我々は、最低でも6ヵ月間コロナウイルスに耐えて生活していくことになる。このため、コロナウイルスの拡大を抑制するための社会的距離をとる措置は、豪州人の命を守り、豪州を引き続き機能させ、雇用を維持するため、少なくともその期間は持続的でなければならない。

(2) 3月24日、連邦首相と州首相、準州・地域首席大臣は国家内閣(National Cabinet)を開催した。

(3) 豪州は、16万1,000件以上の検査を行い、約2,000件に陽性結果が出た。他の多くの国とは異なり、豪州におけるほとんどの陽性の事例は、海外から戻った人か、海外にいた人と直接接触した場合である。

(4) 国家内閣は、海外から帰国した多くの豪州人や渡航者に関連する小規模なコミュニティ感染に伴い、豪州国内における陽性件数が著しく増大したことに留意する。

(5) 国家内閣は、適切な衛生管理の実践や、他人との間に適切な物理的距離をとることが、コロナウイルスと闘い、命を守るために最も強力な武器であることを繰り返す。最優先事項は、社会的距離をとる措置や厳格かつ迅速な接触歴の追跡である。

(6) 首相等は、他の豪州人の命を守るためにそれぞれの役割を果たすよう改めて呼びかけた。

(7) 豪州人は、生活必需品の買い物、自宅で働けない場合の職場への通勤、通学、運動を除き、自宅に留まるべきである。個人宅への来訪者は最小限に抑えてほしい。屋外でもグループで集まってはならない。

(8) 首相等は、社会的距離をとる措置を遵守する市民に感謝する一方で、同措置を無視し、高齢で疾病に対して脆弱な豪州人の命をリスクにさらしている一部の人々に失望を示した。

## 2 豪州人の海外渡航の禁止

(1) 首相等は、連邦政府が、バイオセキュリティ法に基づき、豪州人の海外渡航の禁止を実施することに留意した(注: 3月25日12時効力発生。豪州永住者も対象)。本措

置は、旅行者がコロナウイルスに感染して豪州に戻ることや、他国にコロナウイルスを拡大させるリスクを避けることに資するものである。

(2) 豪国境警備隊が管理する例外措置は、通常海外に居住する者、必要不可欠な渡航、国益に資する渡航、やむを得ない人道上の理由に基づくものを含む様々な種類の旅行者に適用される。

### 3 現行の措置及び新たな措置の明確化

(1) コロナウイルスの拡大を抑えるため、一人一人が州・地域の法律に従い、社会的距離を適切にとらなければならない。

(2) 国家内閣は、現在実施中の社会的距離をとる措置に加え、新しい措置や強化された措置をとることに合意した。国家内閣は、特に必要不可欠でない集会や屋外の集会に関連する措置の要件に関する AHPPC の助言を確認し、明確化した。

(3) 国家内閣は、3月25日に再び会議を開催する。

### 4 3月25日23時59分（現地時間）から追加的に禁止される活動及び場所

事業、建物、場所	例外
飲食店	
カフェ	テイクアウト、宅配 病院、介護施設、学校のカフェ・食堂、刑務所や軍事施設の食堂、社員食堂等のテイクアウト、ホームレスへの飲食物支援サービス
フードコート	テイクアウト、宅配
小売り	
住宅のオークション	
不動産のオークション、オープンハウス・内見	個人的な予約による内見
屋内・屋外のマーケット（各州・準州で決定）	フード・マーケットは全州・準州で開催継続
美容、個人ケアサービス	
美容院、理髪店	最大30分、4平方メートルに1人以下のルール適用
美容セラピー、日焼けサロン、脱毛サロン、ネイルサロン、タトゥー	
スパ、マッサージ	

娯楽施設	
映画館, ナイトクラブ	
カジノ, 賭博場	
ストリップクラブ, 売春宿等	
コンサートホール, 劇場, アリーナ, 講堂, スタジアム	社会的距離をとる場合, 少人数グループによるパフォーマンスのライブ・ストリーミングは可
遊園地, ゲームセンター	
プレイセンター (屋内・屋外)	
レジャー・レクリエーション	
コミュニティセンター, レクリエーションセンター	フードバンクやホームレス・サービスなど必要不可欠なボランティア・公的サービスを目的とする開館は可
ヘルスクラブ, フィットネスセンター, ヨガ, フィットネスバイク等のスタジオ, サウナ, 浴場, ウェルネスセンター	
屋内・屋外で行われるブートキャンプ, 個人トレーニング	屋外イベントは, 10人以下のグループに制限され, 社会的距離をとる措置が必要
スポーツ活動を通じた交流活動	
スイミングプール	
居住施設	
ホテル, ホステル, B&B, キャンプ場, キャラバンパーク, 下宿 (各州・準州で決定)	永住者, 労働者
屋外レクリエーション	
キャラバンパーク, キャンプ場 (各州・準州で決定)	定住している場合や, 通常の住居が使えないために一時利用している場合は, 利用が継続できる可能性あり。
非居住施設	
美術館, 博物館, 国立施設, 史跡	
図書館, コミュニティセンター, 青少年センター	
地方自治体の必要不可欠でない施設・サービス (図書館, プール等)	
コミュニティ施設 (コミュニティ・ホール, クラブ, 退役軍人施設, PCYC (Police &	

Community Youth Clubs) 等)	
礼拝・結婚・葬儀施設	結婚式は最大 5 人, 葬儀は最大 10 人, 4 平方メートルに 1 人以下のルール適用

#### 5 重要な衛生・医療製品の価格高騰及び輸出の防止

連邦政府は、コロナウイルスの拡大を防ぎ、管理するために必要不可欠な製品の搾取的な価格高騰や輸出を防止するために取り組む。

(了)